

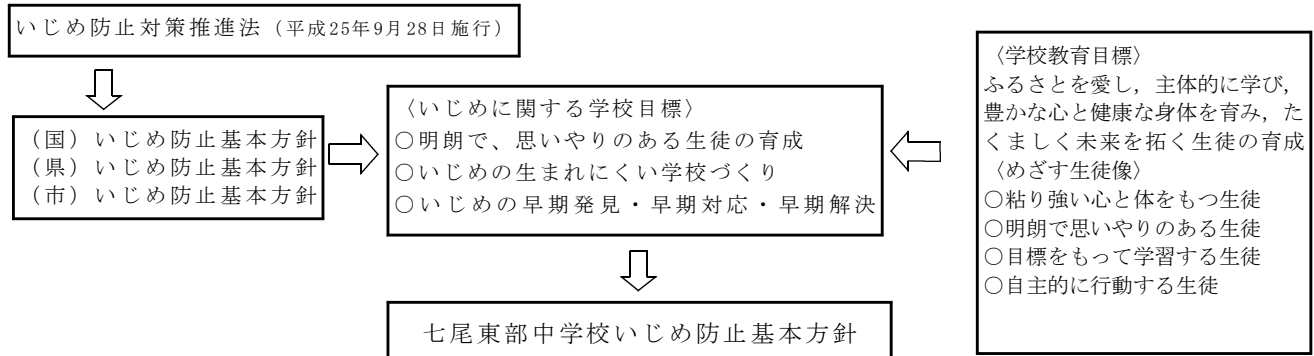
令和 4 年度
「いじめ防止基本方針」

七尾市立七尾東部中学校

目次

(1) いじめの問題への基本姿勢	P1
(2) いじめ防止等のための組織	P2
(3) いじめの理解	P3
(4) いじめの未然防止	P4
(5) いじめの早期発見	P8
(6) いじめの措置	P10
(7) いじめの解消について	P12
(8) ネット上のいじめの対応について	P12
(9) 家庭・地域の役割	P14
(10) いじめの取組の検証・見直し	P15
(11) 重大事態について	P16
(12) 主な相談機関	P16
(13) いじめの指導における各教科・領域等の関連	P17

○学校目標



(1) いじめの問題への基本姿勢

- ・いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つで、学校が組織的に対応することが必要である。
- ・全ての生徒に関する問題であり、いじめの防止等の対策は、安心な学校生活を送り、様々な活動が行われるよう、学校内外を問わず、いじめが行われないよう取り組みを進める。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、「いじめ」は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解させる。

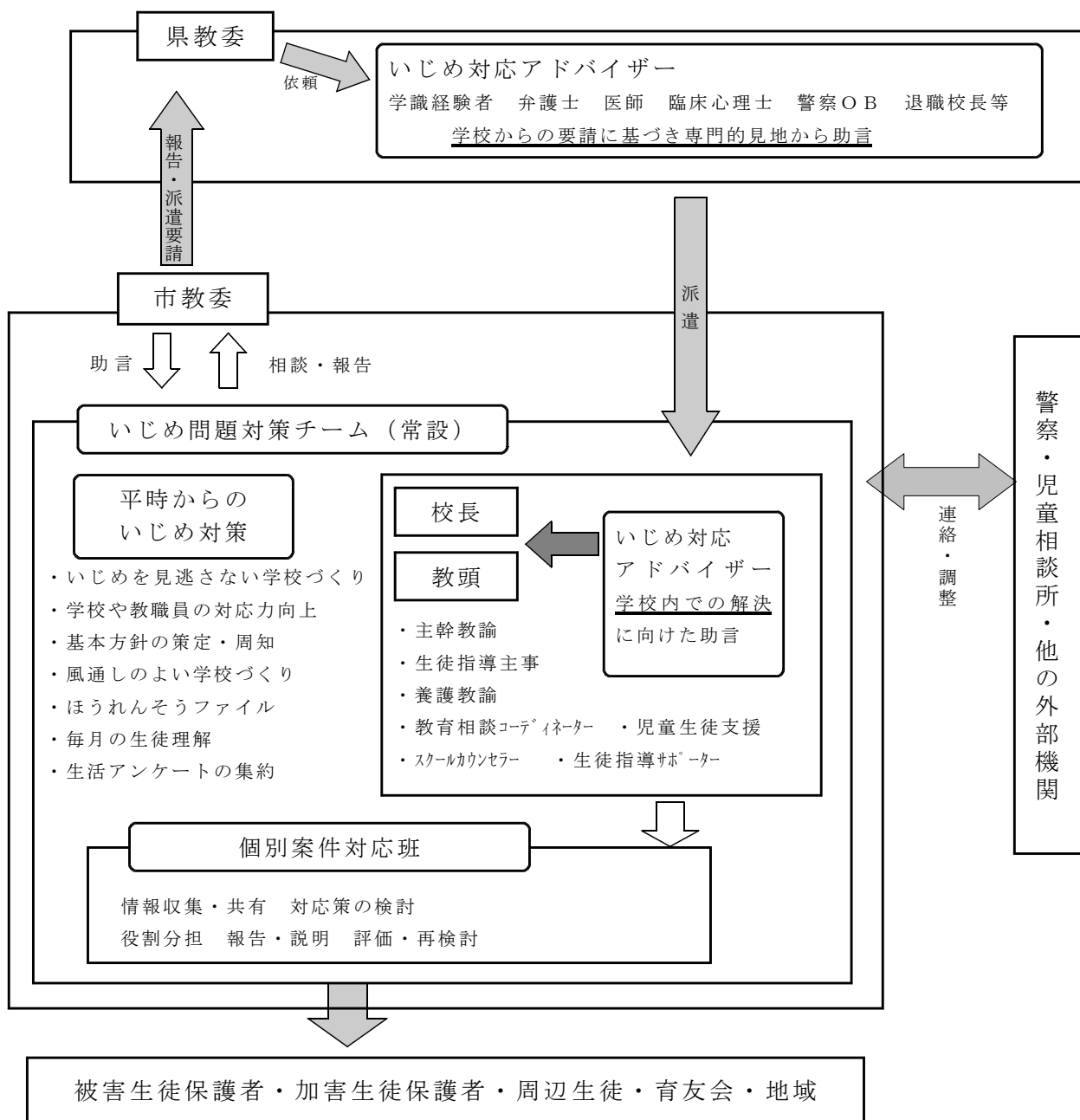
① 学校を挙げた積極対応

- (ア) 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- (イ) 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- (ウ) いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。
- (エ) いじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

② 平時からの基本姿勢

- (ア) いじめは「どの学校でも・どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
 - ・日頃から、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- (イ) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識、学校教育全体を通して、生徒一人一人に徹底する。
 - ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。
 - ・インターネット上でのいじめの未然防止のために、情報モラルの指導や保護者への理解と協力を求めていく。
- (ウ) 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
 - ・教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒のいじめを助長したりすることのないようにすることが必要である。
 - ・配慮が必要な生徒については日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (エ) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- (オ) 定期的な調査と、必要に応じて、きめ細かな実態把握につとめ、情報を全職員で共有する。
 - ・児童生徒が発するサインを見逃さないよう、児童生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。なお、いじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることとなる。

(2) いじめの防止等のための組織



(3) いじめの理解

① いじめの定義

平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」より、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

※留意点

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
 - ・下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - *好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合
 - *軽い言葉で相手の傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合
- ただしこれらの場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

② 「いじめは笑いに隠される」

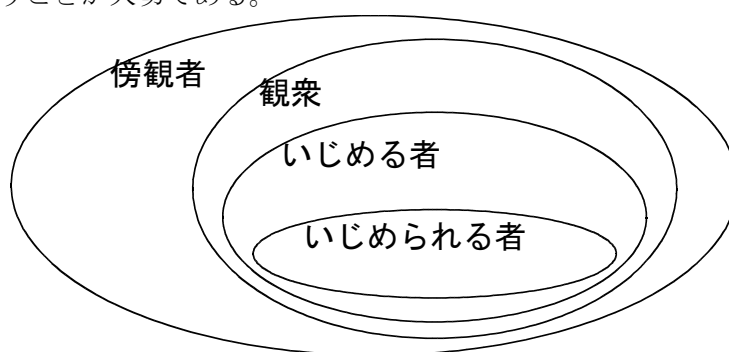
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

③ いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



④ いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

⑤ 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第208条)
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第204条)
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」(刑法第222条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第223条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第249条)
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第235条)
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第236条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第261条)
- ・ 校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く → 「名誉棄損罪」(刑法第230条)、「侮辱罪」(刑法第231条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第176条)
- ・ 児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する → 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

(4) いじめの未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

①わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

- ・ 生徒が主体的に学習に参加できるような課題を設定し、まとめや振り返りの時間を確保する。
- ・ 「学び合い」を取り入れることで、すべての生徒が授業の参加できる場面を設定する。
- ・ 教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、授業改善を図る。

②道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・ 道徳教育の目標を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的、計画的に実践する。
- ・ いじめに関する事例を取り上げ、生徒が自分自身のこととして、多面的、多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。

③規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が、安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした態度で指導する。
- ・学校、学年として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹底する。

④自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

⑤生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

学級活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

- ・生徒会活動として、「いじめ追放」に関する宣言を採択する。
- ・生徒会、学級、部活動などを単位とし、玄関で挨拶を交わし合う。

⑥体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

⑦生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

⑧家庭や地域と連携した取組

生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない、風通しのよい学校づくり」に取り組む。

・保護者を対象に非行被害防止教室を開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭で果たすべき役割等について考える機会とする。

⑨配慮が必要な生徒について

発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や、個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

⑩各担当の行動内容

担 当	行 動 内 容
学校長	学校内の統制と全体指揮、緊急事態の確認・判断、関係諸機関への説明責任、各担当への指導・助言
教頭	各関係機関及び各担当の窓口、各関係機関及び各担当等へのコーディネーター的役割、各担当への指導・助言
生徒指導主事	・情報収集窓口、管理職（学校長・教頭）への報告等 ・月2回の生活アンケート調査、分析、対策案の提示 ・「ほうれんそう」ファイルの集約・整理 ・いじめに関する校内研修の計画・実施 ・いじめ対応アドバイザーとの連絡、調整 ・生徒指導サポーターとの連携 ・教育相談担当との連携窓口 ・学校生活における規律の確立 ①研究主任とも連携・協力し、体制を整える（学習面） ②生徒会担当とも連携・協力し、規範意識の育成・向上を図る（生活面）
教育相談コーディネーター	・生徒指導部会との連携窓口 ・教育相談計画 ・特別支援コーディネーターとも連携し、気になる生徒への支援や対策の検討・実施 ・個別支援シートへの記録記入・整理等 ・スクールカウンセラーとの連携窓口 ・教育相談担当と連携し、気になる生徒への支援や対策の検討・実施
児童生徒支援	・教育相談主任として、教育相談に関する迅速な情報収集と学校全体の組織的な取組の体制確立に向けた指導・助言を行う。 ・いじめ撲滅に向け、生徒指導主事と連携し、いじめ対策チームのアドバイザーとして個別案件対応班との連絡・調整と指導・助言を行う。 ・悩み事アンケートや学年の個別面談による情報収集や実態把握に努め、生徒や保護者の教育相談を積極的に促進する。
主幹教諭 （教務主任）	・規範意識向上やいじめに関する全校集会の開催 ・いじめ及び人権啓発等講演会の企画・運営 ・学級活動等における人間関係づくりの働きかけ ・家庭や地域と連携した取組の計画・実施
研究主任 学力向上担当	・わかる授業の推進 ・授業のユニバーサルデザインの推進 ・学習規律の確立（七尾東部スタンダード）、生徒指導主事とも連携・協力し体制を整える
養護教諭	・全校生徒の健康状態や欠席・早退状況等を把握しながら、生徒のささいな変化を見逃さないように努める。気になることは報告する。（学担・生徒指導主事・教育相談担当・管理職等へ）
スクールカウンセラー	・教育相談コーディネーターと連携・協力し、相談を希望する生徒や保護者に対応し、悩みや心配事へのカウンセリングを実施 ・スクールカウンセラーだよりを通して、カウンセリングや心の健康について啓発する。
生徒会担当	・生徒会が中心となる取組の企画・運営 ①規範意識の育成・向上を図る集会の企画・運営（学習規律・挨拶運動など） ②日常的な活動として、「いじめ追放」の取組の企画・運営（ネットルールづくり）
学年主任	・学級担任と連携をとりながら、生徒の動向の共通理解を図る。
（その他） ・各学級担任 ・全教職員	・生活ノート、アンケート、教育相談や学級での様子から、いじめの早期発見に努める。 ・全生徒の情報収集や共通理解を図るために、ほうれんそうファイルへの記録記入に努める。 ・授業等、学校生活においても観察等により、生徒のささいな変化にも気付くよう努める。 ・生徒が自己存在感を高め、生徒が「居場所」を実感できるような共通実践を図る。 ・道徳教育の充実による人権感覚や道徳性の育成を図る。

⑩各担当の行動内容（エクセルファイル）

(5) いじめの早期発見

①学校で分かるいじめ発見のポイント

(ア)いじめられている生徒の出すサイン

学校生活の中で、生徒たちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

< 学校での一日 >

発見する機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○表情がさえず、うつむきがちになる ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○涙を流した気配が感じられる ○用具、机、椅子等が散乱している ○周囲が何となくざわついている ○一人だけ遅れて教室に入る ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○グループ分けで孤立することが多い ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○保健室によく行くようになる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる
休み時間	○一人でいることが多い ○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○グループで食べる時、席を離れている ○その子どもが配膳すると嫌がられる ○好きな物を級友に譲る
清掃時間	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る ○人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○用事がないのに学校に残っている日がある ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○部活動に参加しなくなる
動作や表情	○活気がなくおどおどしている ○視線を合わさない ○寂しそうな暗い表情をする ○教師と話するとき不安な表情をする ○手遊び等が多くなる ○言葉づかいが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○刃物等、危険な物を所持する ○持ち物、靴、傘等を隠される
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる

(イ)いじめている生徒が出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に変化が見られる点)
授業中	○文具などを本人の許可なく勝手に使っている ○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○自分の宿題をやらせている ○授業の後片付けを押しつけている ○プリントなどの配布物をわざと配らな 具等で体をつついたりしている かったり、床に落としたりする
休み時間	○嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○移動の際など、自分の道具を持たせている ○けんかするよう仕向けている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり、後片付けさせたりして ○自分の好きな食べものを無理矢理奪う いる ○自分の嫌いな食べ物を押しつける
清掃時	○雑巾がけばかりさせている ○机をわざと倒したり、机の中のものを ○雑巾を絞らせている 落としたりする
放課後	○自分の用事に付き合わせる ○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

(ウ)注意しなければならない様子 (※印 無理にやらされている可能性のあるもの)

様子等	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)	
動作や表情	○活気がなくおどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	○教材費、写真代等の提出が遅れる ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

②家庭で分かるいじめの発見のポイント

- ・ 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・ 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・ 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・ 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ・ ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

※ネットいじめの場合

- ・ パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・ 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- ・ インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・ 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・ 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

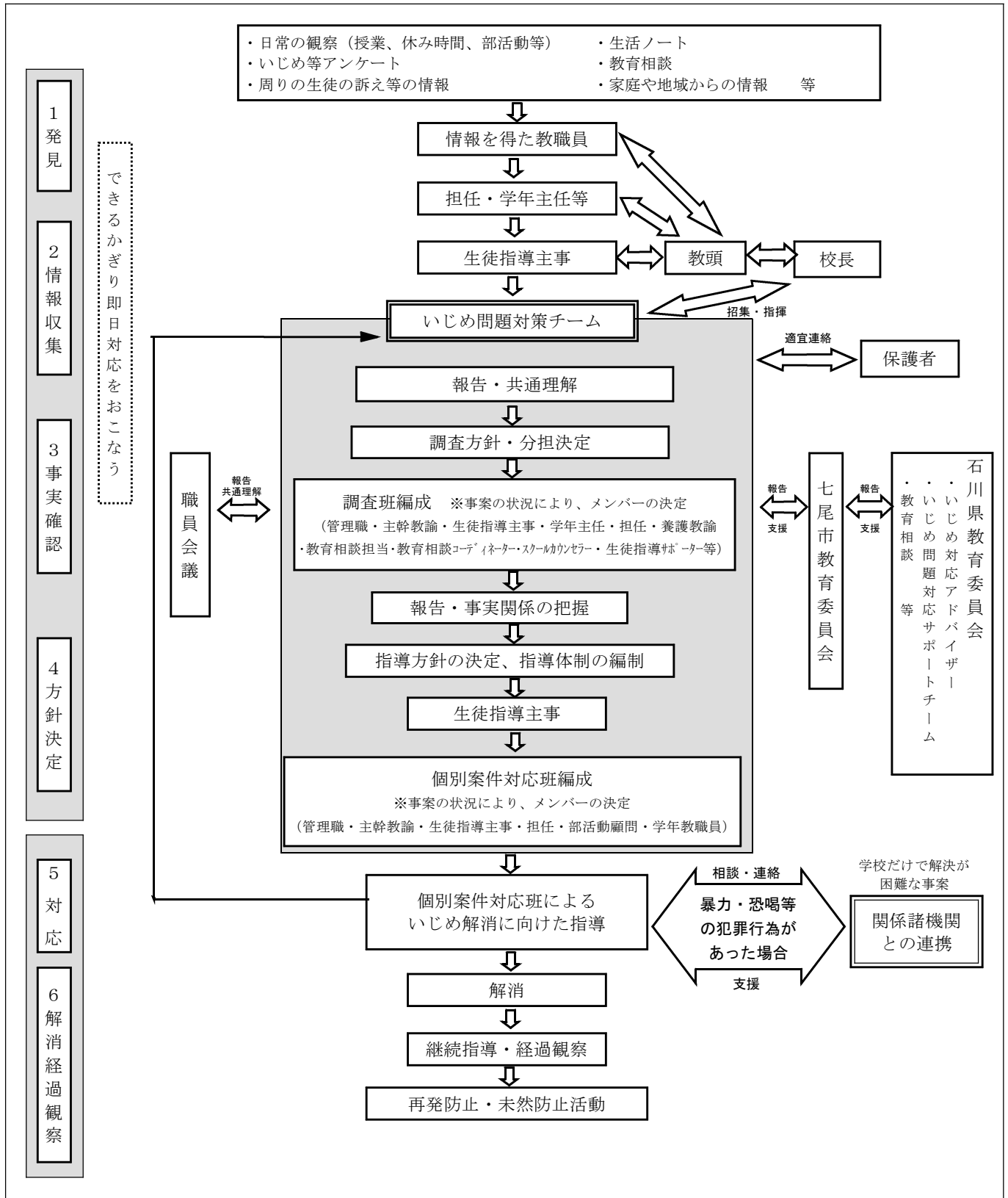
(6) いじめの措置

① いじめの問題発生時

「いじめ」が認められた場合、ただちに解決のための行動をとる。

- I. 主に担任は、ただちに校長・教頭あるいは生徒指導主事にその概略を報告する。
- II. 報告を受け、速やかに「いじめ問題対策チーム」で対応策を決め活動を開始する。

(対応マニュアル)



②「いじめ」のレベルと対応

レベル	実 態	対 応
1	悪口を言われる・からかわれる	全校体制で早期対応する。 教育委員会に報告する。 ※ここで食い止めるように最大の努力をする。
2	仲間はずれにされる・無視される	
3	レベル2が継続して行われる。 または、叩く・蹴るなどの身体的苦痛が伴う。	教育委員会の指示を仰ぎながら対策を考え対応する。
4	いじめが原因で不登校になる。 または、保護者・本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	教育委員会・各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する。
5	「死」を口にしたりはじめたり、自傷行為をしたりする。	

③いじめの対応

ア いじめられている生徒への対応	イ いじめられている生徒の保護者への対応
① いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心感を与えるように努める。 ② 決して一人で悩まず、友人や親、教師等相談しやすい相手に相談するよう指導する。 ③ いじめの事実関係の正しい把握と、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。 ④ 謝罪や仲直り後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。 ⑤ 生徒の長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。 ⑥ いじめられている生徒を守り通すとの観点から場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等保護者と相談しながら弾力的に対応する。	① いじめの訴えをはじめ、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。 ② 家庭訪問や来校依頼等による話し合いの機会を早急に持つ。その際、保護者の気持ちを十分に受け止め、対応策の協議にあたる。また学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分伝える。 ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。 ④ 学校や家庭での様子について細かく連携を図る。 ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。 ⑥ 家庭においても生徒の様子に十分注意してもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。
ウ いじめている生徒への対応	エ いじめている生徒の保護者への対応
① いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。 ② いじめの傍観者からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。 ③ 集団によるいじめは、いじめの中心者が表面に出ていないことがある。いじめ集団内の力関係や、一人一人の言動を正しく分析して指導する。 ④ いじめは犯罪であるという認識を理解させる。 ⑤ いじめた生徒の心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせるなど人間関係や生活体験を豊かにする指導を継続して行う。 ⑥ 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。	① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。 ② いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。 ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。 ④ 生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え具体的に助言する。

⑦ 十分な指導後も、いじめが続く場合は、いじめる生徒の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった生徒には立ち直りのための、個に応じた指導を工夫する。	
オ 学級・学年などの集団への対応	
『教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す』	
① 具体的事実に基づいて話し合う(当事者の了解・配慮)。 ② いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り込むようにする。 ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。 ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。 ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。 【学級での話し合いの進め方】 ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革 ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動(是認、黙認⇒責任の確認)、人権意識の育成、信頼感の確立 エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感	

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、「いじめ問題対策チーム」で判断する。

○解消の要件

A. いじめに係る行為が止んでいること

- 被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いて いること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

B. 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。
- 解消後の見守りの重要である。いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

(8) ネット上のいじめの対応について

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレイヤーやゲーム機など、無線LANを利用して、インターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大しており、生徒にとってはこれまで以上に膨大な情報に接する機会が増えてきた。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から、対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめの未然防止に努める必要がある。さらに、学校は、生徒に、適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

①インターネット上のいじめの特長について

- 不特定多数の者から、絶え間なく、誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- 一つの行為がいじめの被害にとどまらず、学校、家庭、及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- 匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にもなる。

- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は複写が容易であることから回収・消去することが、極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師等の身近な大人が、子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの使用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、メール等を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリにおいては、グループから外されるという行為が散見される。

②インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・教職員が、インターネット上のいじめについて理解するとともに、保護者においても理解を求めていく。
- ・インターネット利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作るとともに、例えば法務局におけるインターネット上の人権侵害に関する相談の受付などの関係機関の取り組みについても周知する。
- ・保護者は、防犯・防災その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話を所持させないように努める。
- ・保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底させるよう努める。

③インターネット上のいじめの対応マニュアル

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。学校は、市教育委員会とともに、保護者や関係機関と連携して迅速に対応していく。

被害生徒	学校	加害生徒
書き込み（誹謗・中傷）の被害にあった。		
学校の担任か生徒指導担当に知らせる。	生徒指導担当は被害者にその内容の保存を依頼し、データを学校のPCに転送等で確保する。＜生指担当・PC担当＞	
保存したデータを学校のPCに転送する。	生徒指導担当は削除される前にできるだけ早急にデータを学校のPCに保存し、内容をプリントアウトする。 書き込みの内容によっては、警察に連絡する場合もある。 （犯罪、写真、電話番号の掲載、誹謗・中傷等） ※加害者が消去する前にチェックすべきこと。 （内容を複数の職員で吟味する） ① 誰が書いたか。 ② 誰について書いたか。 ③ いつ書いたか。 ④ 何で（携帯かPCか）書いたか。 ⑤ 写真の有無。	

	⑥ URL ⑦ メールアドレス等 ⑧ HPを無料で提供している会社名等。 ⑨ できればパスワード ⑩ その他 <担任・生指担当・PC担当>	
	①②が確認できた時点で両者の友達関係や出来事等を確認する<担任・学年・部活顧問>	
	内容が被害者に対しての誹謗・中傷に間違いないと判断された場合は加害者を呼び事実か否かを確認する。	
本人・保護者に進展等状況の説明を行う。 <担任・生指担当> 書き込みしたのが誰であるかどうしても突き止めた場合は警察に相談するよう促す。	学担は加害者の親に連絡し、面接を求める。 学担は被害者の親に連絡し、事実関係を説明する。 保護者が納得いかない場合もあるので資料を提示する。 その際、データを所有していることや入手先は言わない。 もし、認めなかった場合に提示し確認する。<担任・生指担当>	【加害者が認めた場合】 ①原因 ②本人以外の有無 ③いつ頃から ④善悪の認識 ⑤その他 学校に来てもらうか家庭訪問。 被害者への謝罪を促す。 <担任・生指担当> 【加害者が認めなかった場合】認めなかった場合に提示し確認する。
被害者へのケア <担任・相談・生指・SC>		
	警察は被害者からの訴えに対して、プロバイダーに直接、「内容確認」、「削除」の依頼はできないので家庭裁判所へ申請してからになる。 再発防止策 <全職員>	加害者へのケア <担任・相談・生指・SC>

(9) 家庭・地域の役割

①家庭・地域を含めた連携

- ・国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭，その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
- ・児童からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。
- ・PTAなどの関係団体等との連携を図りながら，法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

②保護者の責務等

- ・保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

(10) いじめの取組の検証・見直し

		チェックポイント	教職員	いじめ問題対策チーム
指導体制	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。		
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。		
	3	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。		
未然防止・早期発見・早期対応	4	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。		
	5	児童の生活実態について、きめ細かく把握に努めるなど、児童が発する信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。		
	6	養護教諭やＳＣ等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。		
	7	いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。		
	8	いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、県教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。		
教育指導	9	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。		
	10	「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。		
	11	道徳や学級活動の時間及び児童会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行うとともに、道徳教育の充実が図られているか。		
	12	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。		
	13	いじめられている児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。		
家庭・地域・社会との	14	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りにふれ必要な指導を行っているか。		
	15	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画(学校いじめ防止基本方針)等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。		
社会との	16	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。		

(11) 重大事態について

《重大事態の基準》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、国の基本方針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安に関わらず個々の状況を十分に把握しなければならない。(国基本方針より)

重大事態の発生

↓ ←必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長（関係機関へ連絡）

↓

教育委員会→教育長→市長→教育委員会

- ・ 緊急対応会議…学校設置者の指導・助言のもと、調査組織を設置する。会議には、必要に応じて専門的知識、経験を有する第三者の参加を図る。
- ・ 事実関係の調査（学校以外の機関が調査を行う場合、資料提出、調査に協力する。）
公平性、中立性の確保に努め、事実の調査にあたる。調査主体に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。
- ・ 適切な情報の提供…いじめを受けた生徒、保護者に適時適切な方法で経過を報告する。個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、該当生徒、保護者への了解を得る。
- ・ 調査結果の報告…学校設置者に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。一報後、改めて、文章により報告する。

(12) 主な相談機関

相談機関	電話番号	受付時間
24時間子供SOS相談テレホン	0120-078310 076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～13:00
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:15
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
七尾市教育研究所	0767-57-5671	月～金 9:00～16:00
七尾市家庭児童相談室	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15
「オアシスライン」 七尾市・中能登町	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00